（第二版）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十七年九月九日（水曜日）　臺灣日日新報　第一万五千二百七十一號　A　（一）

夕刊

臺灣昌新報

九月八日

第九回大詔奉戴日

陸海兩相參拜祈願

全國一齊に大詔奉戴式

【東京六日同盟】第九回大詔奉戴日の八日、東條、嶋田兩陸海相は午前七時三十五分宮城に參内、畏くも明治天皇の御靈に謹んで拜禮を捧げた

【東京六日同盟】第九回大詔奉戴日の八日、東條、嶋田兩陸海相は午前七時三十五分宮城に參内、畏くも明治天皇の御靈に謹んで拜禮を捧げた

この日を中心に開かれた各地の奉戴式は「聖戰の總決算」の一環として大東亞戰爭完遂のため「三千萬全國民一丸となつて……

事變處理方針は不變

日華提携一段と強化

東條首相の挨拶

答詞使節の歡迎會

日本の答訪特使歡迎

國府褚外交部長放送

九日の樞密院定例參集日

航空保護賜金制度

滿洲國で創設七日施行

定例閣議

獨佛提携を推進

デアとドリオの新運動

米英の弱體暴露

資源合同協定の成立

一重要據點を制壓

獨軍スターリングラード市の戰況發表

赤軍豫備兵力急派

十萬八千噸擊沈

獨潛水艦大西洋に活躍

五日間に對ソ聯戰車喪失五百

赤軍外廓陣地深く後退

悽愴の大攻略戰

ス市内廓へ今一歩

南西防衛陣を獨軍突破

木材の計畫輸送

十一月より實施

手を燒く印度政廳

ガ翁に與のよい妥協申込

堂々モレスビー攻撃に向ふ我が海軍爆撃隊（報道部撮影）

白は歯を
美しくする
ふ具をさし
微粒子 カオネ 歯磨

ヤパンモア
美容上の敵性
日増しに掃滅
つまり……にきびそばかすしみ取り
用薬 ムーレク
見本 一本
進呈

オリザニン
疲勞恢復に
醫療 三共 SANKYO 藥品

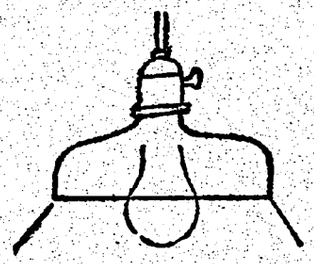
マツダランプ
電力新體制へ協力
同じ明るさで電力二割節約出來る二重コイル電球を使ひませう……
電球お買求めの節は必ず松電球を御指參下さい
東京芝浦電氣株式會社

皇軍慰問團に加り 舞臺から民衆啓發

比島人樂手 皇軍の精髓を語る

銃後奉公へ 固き誓ひ 隨所に力強い奉戴日風景

銃後も見習へ 前線の 貯蓄報國

貯蓄奉公へ 赫々の戰果

北の○○部隊 貯蓄殊勳甲部隊目差し

大詔奉讀式

全線へニコニコ奉仕

局鐵 戰時下生活の明朗化へ

錬成する現業員

中堅層の局鐵精神作興

赤誠の乙女獻納部隊

日婦臺北州支部結成式

十五日市公會堂に擧行

香港華僑の更生策

胡文虎ら總督部に建議

保護思想の普及 徹底へ

十日から司法保護週間 島都多彩な催し

日本

香港華僑の更生策

制服の乙女流汗奉仕

軍司令部構内で清掃作業

呼吸器強化
ビタミンA·D+ホルモン
の優れた榮養强壯效果！
農林省 水産試驗場創製……の 鼻体改善剤
100錠入 全國藥店にあり 水產化學工業株式會社

偏生的な 整髮に！
メヌマ製特 ポマード
粘性品 メヌマ 養毛チック

クンキ ドーゴー
放送に賞演に大評判の八木節歌謠
米英撃滅・敵將降伏
（提供の下る題狀態）（歌）林伊佐緒

パピリオ ニレーム

臺灣日日新報
日本唯一夕刊共六頁

國民錬成の方針決定

世界先驅者の資質養成

【東京發同盟】大政翼贊會は八日午前十時より翼贊會第四會議室に於て第二回總會を開催し左記事項を附議する筈なるが其の議題及び大政翼贊會の錬成に關する意見を左の如く決定した

一、錬成要旨（一）世界に於ける日本人を錬成するに當り特に留意すべき點（二）國民錬成の目標（三）國民錬成の方針

一、錬成機關　國家の施設並に翼贊會の錬成に關する意見を左の如く決定した

一、錬成要目（一）基本錬成（二）職域錬成（三）國防國家體制の强化

一、錬成協議會（一）國民錬成協議會の開催（二）錬成協議會の組織（三）協議會の開催

【東京發同盟】大政翼贊會は五月十五日附發表の錬成の要綱に基き國民錬成の一般的方針を決定したが其の後更に國民錬成の具體的方策を確立する爲め翼贊會第四會議室に於て第二回總會を開催し左記事項を附議する筈なるが其の議題及び大政翼贊會の錬成に關する意見を左の如く決定した

一、錬成要旨（一）世界に於ける日本人を錬成するに當り特に留意すべき點（二）國防國家體制の强化に即應する錬成の要點（三）國民錬成の方針

一、錬成機關　國家の施設並に翼贊會の錬成に關する意見を左の如く決定した

一、錬成要目（一）基本錬成（二）職域錬成（三）特殊錬成

社說

長期持久戰と必勝不敗體制

ゲ翁宣傳相の批判と示唆

一

英首相——その公的地位としての大英帝國防衛に關し第一年目に入らんとし、開戰當時も亦その第四年目に入つたが、いまのところ何等かの新展開があるはおろか、なんだかこゝ一箇年のうちに平和が來るといふことは待つられなくなつた。而も開戰後ユーカス作戰の二箇年を終つてこゝに入るであらうし、北阿作戰も長期戰と相場が極まるとして來たが、假りにアレキサンドリア、カイロを箇月し、開羅會談がスエズを視察するに至つて英國の勝利を確信するに至つても決して樂觀はできない。大英帝國が長期戰以來開戰以來經驗を致し、苦戰を續けようとする國民的決意を表明し、苦戰を續けようといつても、米英國の生產力を發揮するまでには相當期間內外の犧牲を覺悟しなければならないのである。

二

他の戰時國民は、この苦戰を切り抜くために何よりも必要な必勝不敗の國內體制を確立し終つてゐるであらう。もちろんこの點、米英兩國も同樣であるけれども、ことによつては、歷史と傳統とを無視してまでも絕對の犧牲を強いなければならないとともあり得るかもしれないのである。まるで六百の國會議員がアベルス傳士の驛りと權力に屈伏するといふ國民の不可能であるやうにそのの不可能であるやうに、もつとも近き將來に於ては、傳統的に絕對の權力を有つであらうとの英國民にはゆかないのである。

三

もちろん、英國とても、戰爭のあらゆる時代に於て國民的統一があつたわけではない。今次英國の戰爭指導者ゲ翁ですら、その內閣の基礎が、保守黨、勞働黨、自由黨の三黨の聯合にあるといふことは、英國民の團結に於ても、國內に於ても、決して一枚岩ではないことを物語つてゐるのである。

臺灣鐵工業統制會

設立推進に最後的折衝

たので前來の相談が決定されるやうな結果となつたが、なほ最終的決定は來る十日の第二回發起人會に於て決定されることゝなつてゐる。

臺銀券の發行高

八月下旬より一千萬圓を收縮

當の平均を維持しうる程の利益の目安の二倍と算出（この算出の基礎は別に發表する）

大東亞建設に協力

近く貸出金利引下斷行

南方圈への麥酒供給

信用事業が躍進

全國の產業組合調べ

佛印の黃麻栽培現況

臺灣の技術實を結ぶ

蓬萊米栽培と企業確立へ

南方圈

陶磁器移入確保

業者代表上京折衝せん

信用部業務開始

產組聯假事務所を新設

臺灣木材配給組合

會社組織に變更せん

蠶絲繭業を再檢

繭の減產對策要望さる

胡麻、落花生の供出對策檢討

上山臺銀副頭取談

百十七萬七千圓

臺銀の上期政府納付金

家庭用副炭出

荷組合を創立

水田のみで野菜栽培

赤い屋根

重大なる

有爲多幸

黃麻の畑

融通金產動不

日本勸業銀行

臺北・台中・台南・高雄

建築科講義錄

土木科講義錄

株式會社

商況（八日）

一高一低

浮動商狀

弘昌健民

胃腸藥

ルエ ビオゲン錠

すくすく伸ばせ！

ホシミクローゼ

盟邦滿洲國の躍進を慶祝
各戸に國旗を掲揚
十四日から五日間全島で奉祝行事

わが盟邦滿洲國の建國十周年慶祝國民大會は十四日から十八日の五日間に亘つて盛大に擧行されるが、この際には全國民擧つて滿洲國の國旗を各戸に掲揚するほか、十四日から十八日の五日間に亘つて國民儀禮の實施、國防獻金の募集、滿洲國關係の映畫の上映、滿洲國關係の講演會の開催、滿洲國關係の展覽會の開催、滿洲國關係の音樂の演奏、滿洲國關係の放送、滿洲國關係の出版物の頒布等大規模な奉祝行事が行はれることになつてゐる

一、期間　滿洲國慶祝國民大會の期間たる九月十四日より滿洲國建國節たる同十八日に至る五日間とす

二、國旗掲揚　九月十五日（十八日を含む）には官廳、學校、工場、會社、銀行、商店、一般家庭等を問はず一齊に國旗を掲揚すること、滿洲國關係の建物には滿洲國國旗をも掲揚すること、各官廳、バス等は本期間中左に掲げる國旗掲揚をなすこと

三、國民儀禮　滿洲國關係の講演會、映畫會等には開會に先立ち國民儀禮を實施すること

四、奉祝中央國民大會　中央國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

五、奉祝講演會　滿洲國關係の講演會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

六、奉祝音樂會　滿洲國關係の音樂會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

七、奉祝放送　滿洲國關係の放送を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

八、奉祝出版物頒布　滿洲國關係の出版物を九月十五日（十八日を含む）に於て頒布すること

九、奉祝展覽會　滿洲國關係の展覽會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

十、奉祝映畫會　滿洲國關係の映畫を九月十五日（十八日を含む）に於て上映すること

十一、奉祝講演會　滿洲國關係の講演會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

十二、奉祝國防獻金　滿洲國關係の國防獻金を九月十五日（十八日を含む）に於て募集すること

十三、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

十四、奉祝音樂演奏　滿洲國關係の音樂演奏を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

四十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

四十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

四十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

四十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

四十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

四十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

四十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

四十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

四十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

四十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

五十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

五十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

五十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

五十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

五十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

五十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

五十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

五十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

五十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

五十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

六十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

六十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

六十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

六十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

六十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

六十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

六十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

六十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

六十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

六十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

七十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

七十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

七十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

七十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

七十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

七十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

七十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

七十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

七十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

七十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

八十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

八十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

八十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

八十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

八十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

八十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

八十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

八十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

八十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

八十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

九十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

九十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

九十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

九十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

九十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

九十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

九十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

九十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

九十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

九十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百二十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百二十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百二十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百二十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百二十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百二十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百二十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百二十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百二十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百二十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百三十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百三十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百三十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百三十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百三十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百三十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百三十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百三十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百三十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百三十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百四十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百四十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百四十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百四十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百四十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百四十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百四十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百四十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百四十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百四十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百五十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百五十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百五十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百五十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百五十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百五十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百五十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百五十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百五十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百五十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百六十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百六十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百六十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百六十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百六十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百六十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百六十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百六十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百六十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百六十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百七十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百七十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百七十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百七十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百七十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百七十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百七十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百七十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百七十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百七十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百八十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百八十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百八十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百八十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百八十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百八十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百八十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百八十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百八十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百八十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百九十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百九十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百九十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百九十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百九十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百九十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百九十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百九十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

百九十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

百九十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百二十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百二十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百二十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百二十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百二十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百二十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百二十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百二十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百二十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百二十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百三十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百三十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百三十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百三十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百三十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百三十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百三十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百三十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百三十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百三十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百四十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百四十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百四十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百四十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百四十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百四十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百四十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百四十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百四十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百四十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百五十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百五十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百五十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百五十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百五十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百五十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百五十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百五十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百五十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百五十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百六十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百六十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百六十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百六十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百六十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百六十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百六十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百六十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百六十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百六十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百七十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百七十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百七十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百七十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百七十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百七十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百七十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百七十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百七十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百七十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百八十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百八十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百八十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百八十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百八十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百八十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百八十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百八十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百八十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百八十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百九十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百九十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百九十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百九十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百九十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百九十五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百九十六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百九十七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

二百九十八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

二百九十九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三百、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三百一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三百二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三百三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三百四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三百五、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三百六、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三百七、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三百八、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三百九、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三百十、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三百十一、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三百十二、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三百十三、奉祝國民大會　滿洲國關係の國民大會を九月十五日（十八日を含む）に於て開催すること

三百十四、奉祝國民儀禮　滿洲國關係の國民儀禮を九月十五日（十八日を含む）に於て實施すること

三百十五、奉祝國民大

ソ聯の要衝命日夕

獨軍猛攻のスターリングラード

米英兩國への影響甚大

實在の道　を讀まれた感銘に堪へず、直ちに行く米の記念碑を訪ひ、感激の文章の一部は同ガニーカサスを指し一部は只管東へ東へと進撃し西亜の奥に深くと云はれる広漠多の資源に富む地帯を以て、今多くのボルガの攻撃にアメンボクの攻撃との間に一大包囲文攻撃態勢の大陸戦を十一世の下ボルガとは如何なる地方であらうか、又其の中心を為すスターリングラードは……

ボルガ三千三百五十七粁その下流は大小百二十の支流を入り川幅數粁以上となり二百米大都と呼ばれ水と化す、此ボルガ一帯はヨン及びアゾフ海、黒海に注ぐ地方と相俟つて露西亜全農業地帯をなし、カスピ海に注ぐ長さ十八粁の地となり、スターリングラードを過ぎればエルトン湖及びバスワーンチャク等の大きな湖が続きエルトン湖は海面下十数米の低地にあつて、夏に又晴、冬、各々の塩湖が採鹽地となつてゐる。スターリングラードの北方百粁の地点

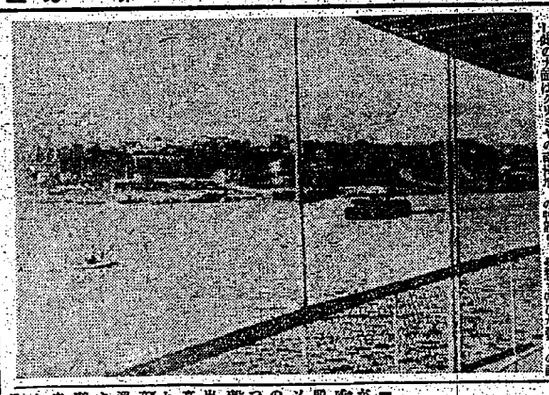

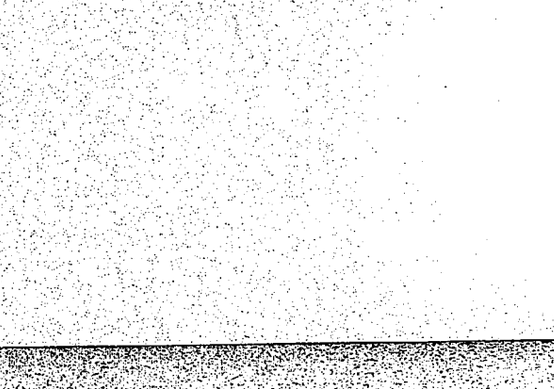

街に拾ふ親切運動（四）

警察署前に於ける運動の實際に就いて語つてゐる巡査

颯爽・乘合馬車出現

高雄市内と新驛を結ぶ

【高雄通信】高雄市内と新驛とを結ぶ乘合馬車は、愈々十一日から運轉を開始することとなつた

國防訓練

【新竹通信】新竹州内各郡市の國防訓練は、新竹州内各郡市に於いて、國防訓練を行ふ事となつたが、新竹郡に於いては二日より四日迄の三日間、新竹郡役所内に於いて、國防訓練を行ふ事となつた

宜蘭で貯蓄の打合會を開く

【宜蘭通信】宜蘭市では三線郡守會の決定に基き、貯蓄報國運動の一環として、市内各町内會長、各官公署、各學校、各會社、各團體代表者等を集めて、貯蓄報國運動の打合會を開く事となつた

模範常會研究會

皇奉中壢郡支會で實施

【桃園通信】桃園郡内各街庄長は、皇奉中壢郡支會では、來る廿日より二日間、中壢國民學校に於いて、模範常會研究會を開催することとなつたが、同會は、各常會の實際運營に關する研究會で、各常會の實際運營に關する研究會で、各常會の實際運營に關する研究會で